

◆横浜市放課後児童健全育成事業比較表

(令和7年4月1日時点)

事業名	放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ	
事業概要	実施方式 目的 運営主体 実施数 実施場所 対象児童 開設時間 利用料	補助 ・異年齢児間の遊びを通じた交流を促進し、児童の創造性、自主性、社会性などを養う。 ・放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に当該児童が帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 運営法人 101 法人 (R7.4現在) 〔NP0 法人: 80 公益財団法人: 2 ・株式会社: 12 一般財団法人: 1 ・社会福祉法人: 5 労働者協同組合: 1〕 337 か所 学校施設内で、「元気に遊べるスペース」と「静かに過せるスペース」の2つの活動場所を確保 当該実施校に通学する1~6年生又は当該小学校区内に居住する私立・国立・特別支援学校に通学する1~6年生 平日: 放課後~19:00 土: 8:30~19:00 学校休業日(長期休業期間等): 8:00~19:00 ・わくわく【区分1】無料 (16時以降一時利用: 800円/回) ・すくすく(ゆうやけ)【区分2A】2,000円/月(※) (保護者負担減免制度対象世帯: 0円/月) ・すくすく(ほしざら)【区分2B】5,000円/月(※) (保護者負担減免制度対象世帯: 2,500円/月) ※夏季休業期間(7.8月)の割増料金: 500円/月 保険: 800円/年以内 おやつ代等: 実費	補助 地域の理解と協力のもとに実施する放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に当該児童が帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 昭和38年度 運営委員会 128 か所 (R7.4現在) 〔自治会、町内会の代表者、青少年指導員、民生・児童委員、小学校の代表者、事業の対象者の保護者、その他 又は法人(株式会社等営利を目的とする法人を除く) 100 か所〕 228 か所 (補助対象外の条例届出クラブ: 6 か所除く) <賃借施設> ・民間施設: 195 ・町内会館・集会所等: 11 ・幼稚園、保育園: 1 <自前施設> ・運営委員会所有: 4 法人所有: 17 (228 か所、R7.4現在) 横浜市内在住、かつ、小学校に就学している1~6年生までの留守家庭児童 平日: 放課後~19:00 ※クラブにより異なる 土、長期休業中: 1 日につき 10 時間以上、19:00まで ※クラブにより異なる 平均保育料 約 18,500円/月 (おやつ代別途) (保護者負担減免制度対象世帯: 2,500円/月の減免) (228 か所、R7.4現在)
	運営体制 職員	<職員の最低配置基準> すくすく【区分2A・B】: 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置。ただし、放課後児童支援員2人以上の内、1人を除き、補助員でも可。 わくわく【区分1】: すくすく【区分2A・B】に追加して2名 ※支援単位: すくすく【区分2】の対象児童数おおむね40人以下で1つの支援単位とする。	<職員の最低配置基準> 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置。 ただし、放課後児童支援員2人以上の内、1人を除き、補助員でも可。 ※支援単位: 対象児童数おおむね40人以下で1つの支援単位とする。
	登録児童数	登録児童数 72,842人 (わくわく【区分1】32,659人、すくすく・ゆうやけ【区分2A】26,677人、すくすく・ほしざら【区分2B】13,506人) 登録率 43.5% (337 か所、R7.4月現在)	登録児童数 9,153人 (228 か所、R7.4現在)
	予算額	10,666,905千円	4,037,052千円
	1か所あたり基本予算額 ※他に加算あり	基本補助は、「基礎部分」、「子ども教室基礎部分」及び「子ども教室基礎規模調整部分」から構成される。 ①基礎部分(支援の単位あたり) 2,409千円~5,381千円 ②子ども教室基礎部分(1クラブあたり) 2,242千円 ③子ども教室規模調整部分(1クラブあたり) 1,166千円~2,664千円	基本補助は、「基礎部分」と「規模調整部分」から構成される。 ①基礎部分(支援の単位あたり) 2,409千円~5,248千円 ②規模調整部分(1クラブあたり) 150千円~2,800千円